



佐賀県公報

平成18年
3月31日
(金曜日)
外
号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

条例

◎佐賀県税条例等の一部を改正する条例

公布された条例のあらまし

(三八・税務課)一

○佐賀県税条例等の一部を改正する条例(条例第三八号)

1 佐賀県税条例の一部改正

(1) 県民税

ア 所得割における損害保険料控除を廃止し、地震保険料控除を設けることとした。(第三三条関係)

イ 所得割の税率を一律一〇〇分の四とすることとした。(第三三条及び第三九条の四関係)

ウ 次のとおり調整控除を設けることとした。(第三四条関係)

ア 合計課税所得金額が二〇〇万円以下である場合 所得税との人的控除額の差額の合計額と合計課税所得金額のいづれか少ない金額につき、その一〇〇分の二に相当する金額を、所得割の額から控除する。

イ 合計課税所得金額が二〇〇万円を超える場合 所得税との人的控除額の差額の合計額から、合計課税所得金額から二〇〇万円を控除した金額を控除した金額(五万円を下回る場合は、五万円)につき、その一〇〇分の二に相当する金額を、所得割の額から控除する。

カ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除において、配当割額又は株式等譲渡所得割額に乘ずる率を、五分の二に改めることとした。(第三四条の三関係)

才 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三五万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三三万円を加算した金額)以下である者については、所得割を課さないこととした。(附則第二条関係)

力 配当控除において、配当所得の金額に乗ずる控除率を次のとおり改めることとした。(附則第五条関係)

(ア) (イ)及び(ウ)以外の配当所得 一、〇〇〇万円以下の部分については一〇〇分の一・二、一、〇〇〇万円を超える部分については一〇〇分の〇・六

(イ) 証券投資信託に係る配当所得 一、〇〇〇万円以下の部分については一〇〇分の〇・六、一、〇〇〇万円を超える部分については一〇〇分の〇・三

(ウ) 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得 一、〇〇〇万円以下の部分については一〇〇分の〇・三、一、〇〇〇万円を超える部分については一〇〇分の〇・一五

キ 平成二〇年度から平成二八年までに限り、所得税における住宅借入金等特別税額控除額等によって算出した一定の金額につき、その五分の二に相当する金額を所得割の額から控除することとした。(附則第五条の五関係)

コ 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、税率を一〇〇分の四・八に改めることとした。(附則第七条関係)

ケ 長期譲渡所得の課税の特例について、税率を一〇〇分の二に改めることとした。(附則第八条関係)

コ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例について、税率を、譲渡益二、〇〇〇万円以下の部分については一〇〇分の一・六、譲渡益が二、〇〇〇万円を超える部分については一〇〇分の二

に改めることとした。(附則第九条関係)

サ 居住用財産を譲渡した場合の課税の特例について、税率を、譲渡益六〇〇〇円以下の部分については一〇〇分の一・六、譲渡益が六〇〇〇円を超える部分については一〇〇分の二に改めることとした。(附則第一〇条関係)

シ 短期譲渡所得の課税の特例について、税率を、国等に対する譲渡については一〇〇分の二、それ以外の譲渡については一〇〇分の三・六に改めることとした。(附則第一一条関係)

ス 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例について、税率を一〇〇分の二に改めることとした。(附則第二一条の二関係)

セ 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例について、税率を一〇〇分の一・二に改めることとした。(附則第一条の二の二関係)

ソ 先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例について、税率を一〇〇分の二に改めることとした。(附則第一一条の三関係)

タ 定率による税額控除を廃止することとした。(旧条例附則第二四条関係)

チ 退職所得に係る特別徴収税額表を廃止することとした。(旧条例別表事業税)

(2) ア 法人の事業税の資本割の課税標準である資本等の金額を資本金等の額に改めることとした。(第四七条の二関係)

イ 法人の事業税の税率の特例を本則の制度とすることとした。(第四九条関係)

(3) ア 標準税率を一〇〇分の三としている特例措置について、次のとおりとすることとした。(附則第一六条関係)

ア 標準税率を一〇〇分の一とすることとした。次とおりとすることとした。

(ア) 住宅及び土地に係る特例措置の適用期限を平成二一年三月三一日まで延長することとした。

(イ) 住宅以外の家屋に係る特例措置を廃止することとした。ただし、平成一八年四月一日から平成二〇年三月三一日までの二年間に限り、標準税率を一〇〇分の三・五とする経過措置を講ずることとした。

イ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置について、その適用期限を平成二一年三月三一日まで延長し、これに連する所要の措置を講ずることとした。(附則第一七条の二関係)

ウ 次に掲げる特例措置の適用期限を平成二〇年三月三一日まで延長することとした。(附則第一七条の三関係)

(ア) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したとみなす日を住宅新築の日から一年を経過した日に緩和する特例措置

(イ) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置

(4) 県たばこ税

ア 県たばこ税の税率を、平成一八年七月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、一、〇〇〇本につき一〇五円引き上げることとした。(第七二二条の二及び附則第一八条関係)

イ 旧三級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、平成一八年七月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、一、〇〇〇本につき五〇円引き上げることとした。(附則第一八条関係)

(5) 自動車税

ア 平成一八年度及び平成一九年度に新車新規登録された自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、当該登録の翌年度に税率を軽減する特例措置を次のように講ずることとした。(附則第一九条関係)

ア 標準税率を一〇〇分の一とすることとした。

を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、税率の概ね一〇〇分の五〇を軽減する。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一―〇を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、税率の概ね一〇〇分の二五を軽減する。

イ 新車新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車(電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗用バス及び被けん引車を除く。)について、それぞれに定める年度以後に税率の概ね一〇〇分の一〇を重課する特例措置を講ずることとした。(附則第一九条関係)

(ア) ガソリン車又はLPG車で平成七年三月三日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して一四年を経過する日の属する年度

(イ) ディーゼル車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成九年三月三日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して一二年を経過する日の属する年度

ウ 道路運送車両法に規定する移転登録に伴い課税される自動車税の徴収方法について、証紙徴収から普通徴収に変更することとした。(第五条、第八条、第一一三条の二及び第一一三条の三関係)

自動車取得税

ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る課税標準の特例措置について、次とおり軽減対象を重点化し、その適用期限を平成二〇年三月三日まで延長することとした。(附則第二一条関係)

(ア) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一二〇

を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、取得価額から三〇万円を控除する。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一―〇を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、取得価額から一五万円を控除する。

イ 車両総重量が三・五トンを超える自動車(ディーゼル車に限る。)のうち、重量車基準適合車を取得した場合における税率は、平成一八年四月一日から平成二〇年三月三日までの間に取得される自動車にあっては、現行税率から一〇〇分の一(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成一七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の一〇分の九を超えない重量車基準適合車にあつては、一〇〇分の二)を控除した率とするとした。(附則第二一条関係)

ウ 平成一七年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。(附則第二一条関係)

(7) その他

ア 会社法の一部が改正されたことに伴い、引用語句の改正を行うこととした。(第一五八条の三及び附則第五条関係)

イ その他所要の改正を行うこととした。

2 その他

ア 地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例等の一部改正

次に掲げる条例中不動産取得税の税率を一〇〇分の〇・三三としている特例措置について、土地に係る特例措置の適用期限は、平成二一年三月三日まで延長することとし、家屋に係る特例措置は廃止することとした。ただし、住宅以外の家屋の取得が平成一八年四月一日から平成二〇年三月三日までの二年間に行われた場合に限り、税率を一〇〇分の〇・三五とする経過措置

を講ずることとした。

第三十二条中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

(1) 地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例

(2) 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例

(3) 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例

(4) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例

3 この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、1の(7)の

アについては、会社法の施行の日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

アについても、会社法の施行の日から施行することとした。

○ 条例

佐賀県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

◎ 佐賀県条例第三十八号

佐賀県税条例等の一部を改正する条例

(佐賀県税条例の一部改正)

第一条 佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「受理」の下に「並びに普通徴収(法第百五十条第四項ただし書の規定によるものに限る。)」を加え、「同条」を「法第二十条の十」に改める。

第八条第二項第六号中「第一百十三条の二第三項の規定により証紙徴収の方法」を「法第百五十条第四項ただし書の規定により普通徴収の方法若しくは第百十三条の二第二項の規定により証紙徴収の方法」に、「陸運支局」を「運輸支局」に改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の四を乗じて得た金額とする。

第三十四条を次のように改める。

(調整控除)

第三十四条 所得割の納稅義務者については、その者の第三十三条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

一 当該納稅義務者の第三十三条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が一百万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の二に相当する金額
イ 五万円に、当該納稅義務者が次の表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納稅義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

(佐賀県税条例の一部改正)

(1) 障害者である所得割の納稅義務者又は障害者である控除対象

配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納稅義務者

(i) 合 当該障害者一人につき一

(ii) (ii)に掲げる場合以外の場

合 当該障害者一人につき一万円

ある場合 当該特別障害者一人につき十万円

(2) 寡婦又は寡夫である所得割の納稅義務者(3)に掲げる者を除

一万円

(3) 法第二十三条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下である所得割の納税義務者	勤労学生である所得割の納税義務者	一万円	五万円	く。
(4) 勤労学生である所得割の納税義務者	(5) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者 (6)に掲げる者を除く。	(i) 合 五万円 (ii) 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 十万円	(i) (ii) に掲げる場合以外の場合 合 五万円	
(6) 同居特別障害者である控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者	(i) (ii) に掲げる場合以外の場合 合 十七万円 (ii) 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 二十二万円			
(7) 自己と生計を一にする法第三十四条第一項第十号の二に規定する配偶者（前年の合計所得金額が四十五万円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納	(i) (ii) に掲げる場合以外の場合 合 五万円 得金額が四十万円以上四十万円未満である場合 三			

(10) 同居直系尊属である老人扶養	(8) 扶養親族（同居特別障害者である扶養親族及び同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	(i) 外の場合 当該扶養親族一人につき五万円 (ii) 及び(iii)に掲げる場合以外の場合 当該扶養親族一人につき十八万円 (iii) 当該扶養親族が老人扶養親族である場合 当該特定扶養親族一人につき十万元	(i) (ii) 及び(iii)に掲げる場合以外の場合 当該扶養親族一人につき三十九万円 (ii) 当該扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族一人につき二十二万円 (iii) 当該扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族一人につき二十二万円
(i) (ii) に掲げる場合以外の場合	(9) 同居特別障害者である扶養親族（同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	(i) 外の場合 当該扶養親族一人につき十七万円 (ii) 及び(iii)に掲げる場合以外の場合 当該扶養親族一人につき三十九万円 (iii) 当該扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族一人につき二十二万円	

親族を有する所得割の納税義務者

当該老人扶養親族一人につき十三万円

(ii) 当該老人扶養親族が特別障害者である場合 当該特別障害者一人につき二十五万円

除することができなかつた金額を法第三百十四条の八第三項の規定により適用される同条第一項の規定によつて市町が還付し、又は充當した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額

第三十九条第三項中「直ちに」を「三十日以内に」に改める。

第三十九条の四を次のように改める。

(分離課税に係る所得割の税率)

第三十九条の四 分離課税に係る所得割の税率は、百分の四とする。

第四十一条第一項の表第一号中「第二十三条第一項第四号の二」を「第二十三条第一項第四号の五」に、「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第一号から第四号まで及び同条第三項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第四十六条の十七第一項及び第四十六条の二十三第一項中「百分の六十八」を「五分の三」に改める。

第三十九条第一項第一号を次のように改める。

一 各年度において賦課決定(既に賦課していた税額を変更するものを除く。)をされた個人の県民税の納税義務者の数を施行令で定める金額に乗じて得た金額

第四十七条第一項第一号口中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改め、同項第三号中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第三項中「定が」を「定めが」に、「本節中法人に関する規定をこれに」を「この節の規定を」に改める。

第四十八条第一項第一号口中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同項第三号中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第二項中「第七十二条の二十三第一項から第五項まで」を「第七十二条の二十三第一項から第六項まで」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第四十九条第一項中「生命保険業又は損害保険業」を「又は保険業」に改める。

第五号を第四号とし、同項に次の一号を加える。

五 第三十四条の三の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除

の四・四」を「百分の三・八」に、「百分の六・六」を「百分の五・五」に、「百分の八・六」を「百分の七・二」に改め、同項第一号の表中「百分の五・六」を「百分の五・五」に、「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第三号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の十・二」を「百分の九・六」に改め、同条第二項第一号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第二号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の十・二」を「百分の九・六」に改め、同条第三項中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に、「百分の一・五」を「百分の一・三」に改め、同条第四項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第一号口中の「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同号ハ中「百分の八・六」を「百分の七・二」に改め、同号ニ中「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同項第二号中「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第三号中「百分の十一」を「百分の九・六」に改める。

第五十条中「または」を「又は」に、「第七十二条の四十六第四項」を「第七十二条の四十六第五項」に、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

第六十六条の四第三項及び第五項中「本項」を「この項」に改め、同条第七項中「本項」を「この項」に、「地方公共団体その他施行令で定める者」を「又は地方公共団体」に改め、同条第九項中「本項」を「この項」に改める。

第七十二条の二中「七百九十三円」を「八百九十八円」に改める。

第七十二条の十二中「第七十四条の二十三第四項」を「第七十四条の二十三第五項」に改める。

第一百十二条第一項の表第二号中「一般乗合用」の下に「のもの（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする。）」を加える。

和二十六年法律第百八十三号）第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする。」を加える。

第一百十三条の二第三項中「又は第十三条」及び「（法第百五十条第四項本文の規定に該当するものを除く。）」を削る。

第一百十三条の三中「又は第十三条」を削る。

第一百五十四条の二中「第七百条の十五第四項」を「第七百条の十五第八項」に改める。

第一百五十八条の三の見出し及び同条第一項中「営業」を「事業」に改める。

第一百六十三条中「第七百条の三十三第四項」を「第七百条の三十三第五項」に改める。

附則第一条第一項中「三十五万円を」を「三十二万円を」に改め、同条第一項中「三十五万円を」を「三十二万円を」に改め、「第三十三条」の下に「及び第三十四条」を加え、同項第二号中「及び第三十四条の二並びに附則第五条」を「第三十四条、第三十四条の二、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項」に改め、同項第二号中「第三百十四条の四及び」を「第三百十四条の六」に、「並びに法附則第五条第三項」を「法附則第五条第三項及び法附則第五条の四第六項」に改め、同条第二項中「及び前条」を「前三条」に、「前条」を「前三条」に改める。

附則第五条第一項各号列記以外の部分中「利益の配当（所得税法第九十二条第一項）を「剩余金の配当（所得税法第九十二条第一項に規定する剩余金の配当をいう。以下この条において同じ。）、利益の配当（同項）に、「配当をいう。以下本条」を「配当をいう。以下この条」に改め、「剩余金の分配」の下に「（同項に規定する剩余金の分配をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「外国投資信託をいう。以下本条」を「外国投資信託をいう。以下この条」に、「掲げる信託をいう。以下本条」を「掲げる信託をいう。以下この条」に、「ものとする。以下本条」を「ものとする。以下本条」に改める。

以下この条に、「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に、「特定目的信託をいふ。以下本条を「特定目的信託をいう。以下この条に、「除く。」をいう。以下十四条」を加え、同項第一号中「利益の配当」を「剩余金の配当、利益の配当」に、「本条」を「この条」に、「百分の〇・八」を「百分の一・一」に、「百分の〇・四」を「百分の〇・六」に改め、同項第一号中「本条」を「この条」に、「本号」を「この号」に、「百分の〇・四」を「百分の〇・六」に、「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同項第三号中「百分の〇・一」を「百分の〇・三」に、「百分の〇・一」を「百分の〇・五」に改め、同条第二項中「及び前条」を「前二条」に、「前条」を「前二条」に改める。

附則第五条の三を次のように改める。

第五条の三 削除

附則第五条の四の見出し中「税率等」を「税率」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第五条の五 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十二条の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条において「居住年」という。)が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいづれか少ない金額から第三号に掲げる金額と第二号に掲げたる額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の一に相当する金額(第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納稅義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとす

る。

一 当該納稅義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十二条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成十九年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額

イ 当該納稅義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号。以下この項において「平成十八年所得税法等改正法」という。)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた平成十八年所得税法等改正法第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額

ロ 当該納稅義務者の前年分の租税特別措置法第二十五条第二項、第二十八条の四第一項、第三十一条第一項(同法第三十一条の二又は第三十二条の三の規定により適用される場合を含む。)、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十七条の十第一項(同法第二十七条の十一第一項の規定により適用される場合を含む。)若しくは第四十二条の十四第一項又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律